

○財務省告示第二百六十五号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平
 成二十一年七月二十一日に発行した割引短期国債
 の発行条件等を次のとおり告示する。
 平成二十一年八月五日

財務大臣 与謝野 馨

| 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 |
|----------------|----------------------------------|---|-------------------|-----------------|--------|---|--------------|---------------------|-------------|
| 名称及び記号 | 発行の根拠 | 法律及びその条項 | 振替法の適用等 | 発行方法 | 最低額面金額 | 振替単位 | 発行日 | 発行価格 | 償還期限 |
| 国庫短期証券（第三十九回） | 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項 | 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 | 日本銀行による借換えのための引受け | 額面金額で千六百十七億九千万円 | 千円 | 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。 | 平成二十一年七月二十一日 | 額面金額百円につき九十九円八十一銭五厘 | 平成二十二年七月二十日 |
| ただし、償還期が銀行休業日に | | | | | | | | | |

十 十 十
三 二 一

払 場 元 償
込 所 金 還
期 支 金
日 払 額

平 日 額 償 当
成 本 面 還 た
二 銀 金 金 る
十 行 額 額 を と
一 百 円 支 き は
年 円 に う 。 そ
七 つ き の 翌
月 百 円 営 業
二 日 日 日
十 日 日 日
一 日 日 日
日 日 日